

食品中に残留する農薬等の 基準に係るポジティブリスト制 度の導入について

農林水産省 消費・安全局

農作物の病害虫防除の必要性

病害虫による被害

収量
の低下



トマトの疫病

りんごのシンクイムシ

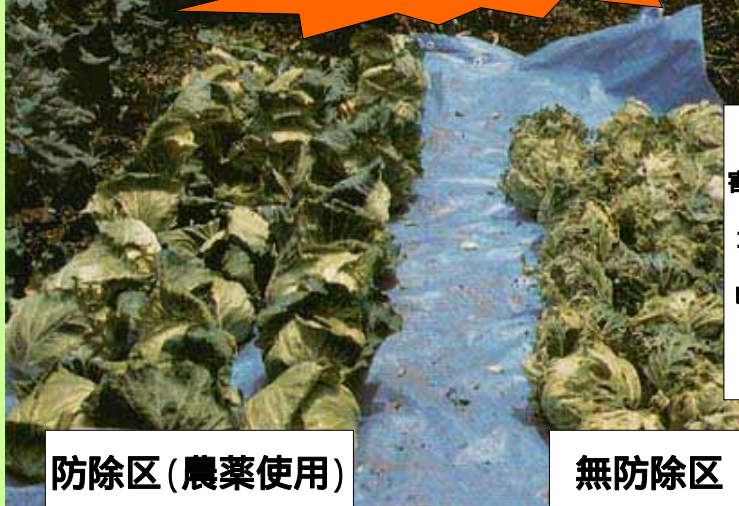


品質の
低下

農作物の病害虫防除の必要性

キャベツ

病害虫による被害



害虫(ヨトウムシ、アオムシ、コガなど)の食害による収量・品質の低下

防除区(農薬使用)

無防除区

農薬を使用した農産物の安全性確保

全体の仕組

登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用される仕組み



(3) 農薬の正しい使用

(1) 農薬登録制度
(農薬の安全性チェック)

(2) 無登録農薬の取締



(4) 農作物中の農薬の監視

(1) 農薬登録制度による安全性チェック

農薬取締法により、
登録された農薬のみが
製造、輸入、販売、使用
が可能



安全性が確認されない
農薬は登録されない
(= 使用できない)

農薬登録申請時に提出が必要な毒性等の試験成績
(食用作物に残留する可能性がある農薬)

毒性試験

動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報を把握

環境影響試験

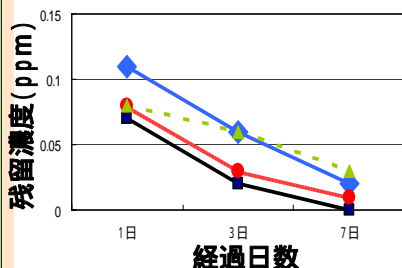
農作物残留性試験

(1) 食品中の残留農薬の安全性チェック

使用基準と残留基準の設定

病害虫防除に必要な条件で
行った作物残留試験

希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回



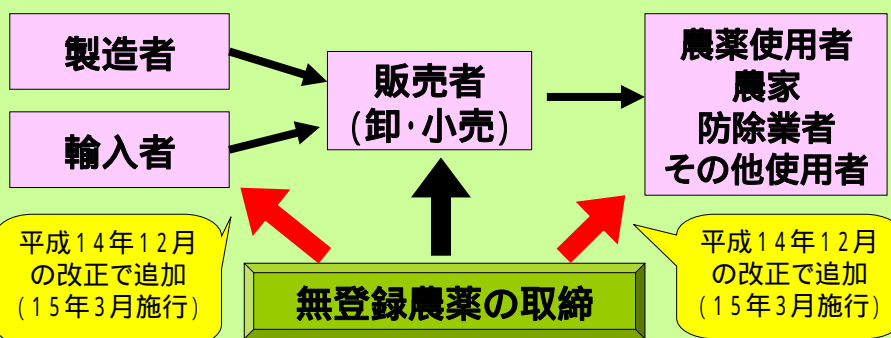
残留基準: 0.5 ppm

余裕のある関係

使用基準
希釈倍数: 2500倍
使用回数: 3回以内
使用時期: 収穫前日まで

(2) 無登録農薬の取締

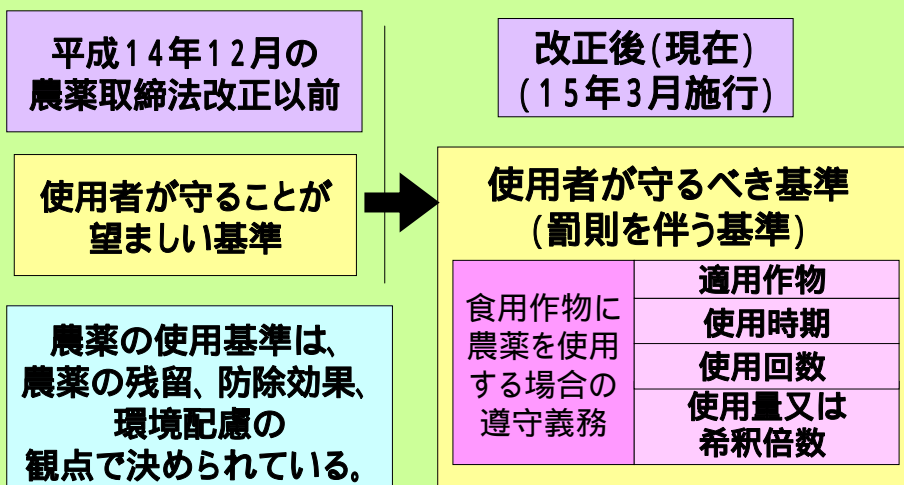
平成14年12月の農薬取締法改正で強化



取締実施者：農林水産省(本省、地方農政局、農政事務所)
都道府県 / (独)農薬検査所

(3) 農薬の正しい使用方法

平成14年12月の農薬取締法改正で規制措置



農薬使用時における注意点

農薬使用基準の遵守

- ・食用作物等への農薬使用の遵守
(適用作物、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数)
- ・**農薬のラベルの記載事項の確認**



農薬散布時のドリフトの注意

- ・近接圃場で栽培されている作物への飛散低減
- ・**食品安全GAPの取組みを通じた栽培管理**
- ・**「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(指導通知)の周知**
- ↳ **「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)の活用**
- ・**「地上防除ドリフト対策マニュアル」(小冊子)の活用**

ドリフト低減対策

- ・ 散布時の風向きと風速
- ・ 作物に近接した適正散布
- ・ 圃場の端での散布
- ・ 散布圧力、風量
- ・ 近接栽培作物との連携
- ・ 散布ノズルの交換
- ・ 遮蔽シート・ネット
- ・ ドリフトしにくい農薬の利用



農薬指導適正にかかる指導体制の強化

全国段階の取組強化

農薬適正使用指導強化協議会の設置

- ・ ブロック段階における指導者向け研修会の開催
- ・ パンフレットの作成、情報提供
- ・ 相談に迅速に回答するネットワーク構築
- ・ 広報活動の強化

県段階における組織強化

- ・ 生産、普及部局等の参画による推進体制の強化
- ・ 巡回指導チームの編成

現地指導体制の強化

- ・ 農薬、生産担当(普及指導員、JA職員)による現地巡回指導の展開
- ・ 普及指導センター、JAにおける相談窓口の設置
- ・ 農業者間における農薬使用の相談、調整及び斡旋